

特定非営利活動法人あさひかわナースハーモニー

公益通報者保護規定

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人あさひかわナースハーモニー（以下「当法人」という。）において、法令違反その他の不正行為に関する通報制度を整備し、通報者を保護するとともに、通報内容に適切に対応することにより、法令遵守および健全で透明性の高い法人運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規定における「公益通報」とは、当法人内で行われている、または行われようとしている法令違反行為等について、通報者が当法人の内部または外部に通報する行為をいう。

(通報の対象行為)

第3条 本規定に基づく通報の対象行為は、以下のとおりとする。

1. 法令、条例、その他公的規範への違反行為
2. 当法人の定款、就業規則、各種規程・方針に違反する行為
3. 利用者、子ども、高齢者等に対する虐待、差別、不当な取扱い
4. ハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ等）
5. 金銭の不正使用、不適正な会計処理、助成金等の不正取得
6. その他、法人の信用・運営を著しく損なう行為

(通報者の範囲)

第4条 通報を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

1. 当法人の役員、職員、パート・アルバイト、ボランティア
2. 当法人と取引・業務上の関係にある業者・委託先・関係団体の構成員
3. 利用者およびその保護者等の関係者
4. その他、当法人の業務に関与する者

(通報窓口)

第5条 通報窓口は以下のとおりとする。

1. 【内部窓口】法人内の通報受付担当者（総務担当理事等）

2. 【外部窓口】以下のいずれかを選択できる

- (1) 外部の弁護士事務所または社会保険労務士等（※法人が契約を締結した場合）
- (2) 行政機関（所轄庁、市町村、労働基準監督署等）
- (3) その他の適切な第三者機関（公益通報受付窓口、オンブズマン等）

※外部窓口の詳細は別に定める【通報窓口案内書】に明記し、法人内外に周知することとする。

（通報の方法）

第6条 通報は、以下の方法により行うことができる。

1. 文書（郵送）、メール、電話、対面、所定の様式への記入等
2. 匿名での通報も可能とするが、調査・対応に制限が生じる可能性がある
3. 通報には、可能な限り事実関係・日時・場所・関係者等の詳細を記載する

（通報記録および管理）

第7条 通報に関する情報は、以下のとおり記録・管理するものとする。

1. 通報内容は「公益通報記録簿（電子データを含む）」に記録し、担当者が厳重に保管する
2. 記録簿には、受付日、通報者（匿名の場合は通報手段）、内容の要旨、対応経過、結論等を記載する
3. 通報および対応記録は原則として**5年間**保存する
4. 通報者のプライバシー・個人情報は、秘密保持の観点から厳重に取り扱う

（通報者の保護）

第8条 当法人は、誠実に通報を行った者に対して、以下の保護を行う。

1. 通報を理由とする不利益取扱い（解雇、降格、報復等）を一切行わない
2. 通報に伴う個人情報や調査内容等は、必要な範囲の関係者以外に開示しない
3. 通報者に対する嫌がらせ、報復等が確認された場合、加害者に対して必要な措置（指導・懲戒等）を講じる

（調査と是正措置）

第9条 通報内容について、以下のとおり対応する。

1. 担当理事等は、必要に応じて調査チームを編成し、迅速かつ公正に調査を実施する
2. 調査対象者にも適切な聞き取り等の機会を保障する
3. 法令違反または重大な規律違反が認められた場合、速やかに是正措置・再発防止策を講じ、必要に応じて所轄庁等に報告する

(通報結果の通知)

第10条 通報者に対しては、調査の終了後、可能な範囲で調査結果および対応内容の概要を通知する。ただし、関係者のプライバシー保護等に支障をきたすおそれがある場合は、通知を制限することがある。

(虚偽・悪意の通報)

第11条 通報内容が虚偽であることを知りながら通報を行った場合や、他者を陥れる等の悪意ある目的が明らかな場合には、当該通報者に対して懲戒その他の対応を検討することがある。

(規程の周知)

第12条 本規定の内容および通報制度の存在について、役職員および関係者に対して定期的に周知・教育を行うものとする。

(規定の改定)

第13条 本規定は、法令の改正、社会状況の変化、法人の運営実態に応じて、理事会の議決を経て改訂することができる。

(附則)

この規定は、2025年4月1日より施行する。

以上